

滋賀県産科医研修資金および研究資金貸与の手引き



<問合せ先>

滋賀県健康医療福祉部

医療政策課医療人材確保係

電話：077-528-3613

メール：ef00070@pref.shiga.lg.jp

◆研修資金・研究資金の概要◆

1. 制度の目的

滋賀県の分娩を取り扱う医療機関において勤務しようとする産婦人科専攻医および産婦人科医に対し、返還免除付きの研修資金および研究資金を貸与し、県内の産科医師の確保を図ることを目的としています。

2. 貸与の対象者

(1) 研修資金

県内・県外を問わず、産婦人科の専門研修を受けている者(※)であって、専門研修修了後、県内分娩取扱医療機関で勤務し、診療業務に従事しようとするもの

※ 専門研修1年目の者に限る。

(2) 研究資金

県外で診療業務に従事していた者(※1)であって、新たに県内分娩取扱医療機関で勤務(※2・3)し、診療業務に従事しようとするもの。

※1 県内で勤務を開始する前に、県外分娩取扱医療機関で1年以上診療業務に従事していたものに限る。

※2 1年以内に新たに県内分娩取扱医療機関で勤務を開始した者に限る。

※3 令和4年度の募集については、令和4年4月1日以降に新たに県内分娩取扱医療機関で勤務を開始した者に限る。

3. 貸与額等

(1) 研修資金

年額240万円(毎年一括貸与、貸与期間3年)

(2) 研究資金

年額300万円(毎年一括貸与、貸与期間3年)

4. 返還免除の条件

(1) 研修資金

専門研修修了後、ただちに県内分娩取扱医療機関において引き続き5年間、診療業務に従事する。

(2) 研究資金

新たに県内分娩取扱医療で勤務を開始した日の属する月から県内分娩取扱医療機関において引き続き8年間（※）、診療業務に従事する。

※ 貸与期間の3年を含む。

※返還免除となった場合、所得税が課せられます。詳しくはお近くの税務署にご相談ください。

5. 返還しなければいけない場合

次のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月から起算して6月以内に、貸与を受けた資金の額に、貸与を受けた日の翌日から起算して当該事由が生じた日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した利息の額を加えた額の総額を一括して返還しなければなりません。

- ・「4. 返還免除の条件」に該当しないこととなったとき
- ・専門研修を中止したとき
- ・心身の故障のため、専門研修および診療業務を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・性行が著しく不良になったと認められるとき
- ・資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・死亡したとき
- ・虚偽その他不正の方法により資金の貸与を受けたことが明らかになったとき
- ・その他資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

※返還事由に該当する可能性が生じた場合は、まず、滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療人材確保係（077-528-3613）まで連絡してください。

6. 返還が猶予される場合

次のいずれかに該当する場合は、資金の返還の債務の履行が猶予されます。ただし、④～⑦に掲げる理由により猶予される期間は、通算5年を上限とします。

- ①「5. 返還しなければいけない場合」に掲げる理由により、貸与契約が解除された後、または資金の貸与を受けた期間が終了した後、引き続き専門研修

を受けているとき

- ②「4. 返還免除の条件」による返還免除を受ける見込みがあるとき
- ③妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき
- ④大学院（医学を履修する課程に限る。）に在籍しているとき
- ⑤国内または海外の医療機関または研究所等で産婦人科医療に関連する研修を受けているとき
- ⑥産婦人科医療に関する研究のために海外へ留学しているとき
- ⑦災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により診療業務に従事していないとき

※①および③～⑦の理由による猶予は届出が必要です。

これらに該当する事由が生じた場合には、滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療人材確保係（077-528-3613）まで連絡してください。

○研修資金・研究資金の概要

	研修資金	研究資金
対象者	産婦人科専門研修を受ける者 ※専門研修1年目の者に限る ※研修先は県内・県外を問わない	県外において診療業務に従事していた者であって、新たに県内分娩取扱医療機関において勤務し、診療業務に従事しようとする者 ※1 県内で勤務を開始する前に、県外で1年以上診療業務に従事していた者に限る ※2 県内での勤務開始から1年以内の者に限る
貸与額	年額 240 万円	年額 300 万円
貸与期間	3 年間	
返還免除要件	専門研修修了後、ただちに県内分娩取扱医療機関において引き続き <u>5年間、診療業務に従事する。</u>	新たに県内分娩取扱医療機関において勤務を開始した日の属する月から県内分娩取扱医療機関において引き続き <u>8年間（貸与期間の3年間を含む。）</u> 、診療業務に従事する。
返還時の利息	10%	
返還方法	6月以内に一括	

○資金の貸与と勤務についてのイメージ

(1) 研修資金の貸与を受けた場合

	貸与①	貸与②	貸与③	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	免除
勤務期間	産婦人科専門研修 (県外も可)			県内分娩取扱医療機関					返還免除に必要な5年間の勤務を満了
貸与制度上の期間区分	貸与期間			返還免除に必要な診療業務従事期間					
貸与・返還免除手続き	貸与申請 ↓ 審査・貸与 (240万円)	貸与申請 ↓ 審査・貸与 (240万円)	貸与申請 ↓ 審査・貸与 (240万円)	-					返還免除申請 ↓ 県議会の議決の上、 返還免除決定

(2) 研究資金の貸与を受けた場合

	県外	貸与① (1年目)	貸与② (2年目)	貸与③ (3年目)	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	免除
勤務期間	県外分娩取扱医療機関(1年以上診療業務に従事が必要)	県内分娩取扱医療機関 (県外不可)								返還免除に必要な8年間の勤務を満了
貸与制度上の期間区分	-	貸与期間および返還免除に必要な診療業務従事期間			返還免除に必要な診療業務従事期間					
貸与・返還免除手続き	-	貸与申請 ↓ 審査・貸与 (300万円)	貸与申請 ↓ 審査・貸与 (300万円)	貸与申請 ↓ 審査・貸与 (300万円)	-					返還免除申請 ↓ 県議会の議決の上、 返還免除決定

◆資金の貸与申請から交付までの手続き◆

1. 貸与の申請

別に定める募集期間内に、次の書類を「滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療人材確保係」に提出してください。

- ・ 貸与申請書（別記様式第1号）
- ・ 誓約書（別記様式第2号）
- ・ 医療機関の開設者または管理者の勤務証明書兼推薦書（別記様式第3号）
- ・ 履歴書（別記様式第4号）
- ・ 口座振替依頼書（別記様式第5号）
- ・ 医師免許の写し
- ・ 本人の住民票記載事項証明書
- ・ 連帯保証人の住民票記載事項証明書
- ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書

2. 貸与についての審査

申請書の受付後、書類審査を行い、貸与の可否を決定します。

※必要に応じ、面接を行う場合があります。

3. 交付のための手続き

(1) 審査の結果、貸与することが決定した場合は、貸与決定通知および貸与手続きに必要な書類を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。

<貸与のために必要な書類>

- ・ 借用証書（別記様式第7号）

(2) 貸与金額の年額を一括で指定口座に入金します。

◆毎年度報告が必要な事項◆

連絡先および勤務状況の確認のため、毎年度、以下の2点について報告が必要です。

<報告事項>

- ・ 当該年度の勤務先および連絡先
- ・ 前年度の勤務証明書

◆その他届出が必要な場合◆

貸与期間中および診療業務従事期間中に、以下の事由に該当したときは、速やかに滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療人材確保係に届出が必要です。

<届出事項>

- ・氏名または住所を変更したとき
- ・専門研修を中断または中止したとき
- ・専門研修を修了したとき
- ・専門研修または診療業務従事の場所が変わったとき
- ・心身の故障のため、専門研修を継続する、または診療業務に従事し続ける見込みがなくなったとき
- ・診療業務に従事しなくなったとき
- ・連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき
- ・「6. 返還が猶予される場合」の①および③～⑦に掲げる理由のいずれかに該当することとなったとき
- ・その他重要な事項に変更があったとき、または、届け出るべき重要な事項が生じたとき。

◆返還免除の手続き◆

1. 返還免除の申請

県内の分娩取扱医療機関において、返還免除に必要な期間（研修資金：5年、研究資金：8年）の勤務を修了した場合は、貸与資金の返還免除申請を行ってください。

次の書類を滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療人材確保係に提出してください。

<提出が必要な書類>

- ・返還免除申請書（別記様式第14号）
- ・過年度の勤務証明書（提出済みの場合は不要）
- ・本人の住民票記載事項証明書
- ・医師免許の写し
- ・連帯保証人の印鑑登録証明書

2. 返還免除の決定

返還免除申請の内容を審査し、県議会の議決を得て返還免除が決定したときは県から返還免除決定通知をお送りします。